

特別支援教育特別専攻科

履修便覧

令和 7 年度
(2 0 2 5)

茨城大学

目 次

1. 特別支援教育特別専攻科の概要	1
2. 履修の方法	1
3. 特別支援学校教諭免許状の取得	7
4. 授業科目時間割	
一種免コース	9
5. 教育実習	14
6. 学生の諸手続一覧	15
7. 障害児教育教室教員一覧	17
8. 令和7年度特別支援教育特別専攻科授業暦	18
9. 茨城大学専攻科規程	19

1. 特別支援教育特別専攻科の概要

(1) コース編成

特別支援教育特別専攻科は、特別支援学校教諭一種免許状取得コースからなる。

(2) 修了年限及び修了資格

修了年限は1年で、各コースの授業科目を履修基準に従って計34単位以上修得することによって修了資格を得る。

(3) 修了資格

①修了の要件

修了に必要な修得単位数等が定められているので、履修基準にしたがって単位を修得することで修了の要件を満たすことができる。特に、必修単位および教員免許状を取得するのに必要な条件が満たされなければ、修了することができないので、細心の注意を払って履修計画を立てること。

②単位の修得

単位は、授業（講義、演習等）を履修し、期末試験（及び追試験）のほか研究報告（レポート）、随時行う試験、出席及び学修の状況等により合格と判定された場合に修得できる。ただし、修了研究等の単位については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められた場合に修得できる。

③学位・教員免許状

修了に必要な授業科目等を履修し、修了に必要な単位を修得した者は、教育学部教育会議において修了が認定され、修了証書が授与される。また、特別支援学校教諭免許状は修了時に授与される。

教員免許状の取得に必要な要件については、「**3. 特別支援学校教諭免許状の取得**」を参照すること。

2. 履修の方法

(1) 履修基準

①特別支援学校教諭一種免許状取得コース

「4. 授業科目時間割（一種免コース）」の授業科目より、指定された必修科目を含めて計34単位以上修得する。

②注意事項

③履修科目の登録：履修する授業が決まり、時間割が確定した後、**教務情報ポータルシステム**により履修科目の登録を行う。詳しくは「**教務情報ポータルシステム履修登録マニュアル**」（茨城大学HP→在学生→教務情報ポータルシステム）を参照すること。なお、後学期についても同様である。集中講義の具体的な実施時期などは各授業科目で異なる。一部の科目は個別に開講予告・受講生募集が周知さ

れ、指定された期間中に履修登録を行う必要があることから、案内掲示に注意すること。授業科目の概要は、[教務情報ポータルシステムのシラバス参照](#)で授業内容を確認すること。

- ◎履修登録は、学生が、「教務情報ポータルシステム」で、「履修登録期間」に「履修科目の登録」を行う。「履修科目の登録」期間は、教務情報ポータルに掲示しますので掲示を見落とさないよう注意すること。
- ◎履修登録の確認：履修科目が正しく登録されたかどうかの確認を行う。登録が不完全であったり、誤りのまま履修を続けていると、成績認定の際にトラブルが生じ、単位が認められない恐れがある。「履修登録確認期間」は教務情報ポータルに掲示する。

(2) 単位制度

a. 1 単位の時間数

各授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容（予習・復習などの自宅学習を含む）をもって 1 単位と定められている。授業は、講義・演習（1 時間の授業につき、2 時間の予習又は復習を必要とするもの）と実習等（2 時間の授業につき、1 時間の予習又は復習を必要とするもの）によって構成されている。

1 単位の時間数と学期の単位設定

授業の種類	1 単位時間数の内訳		週 1 講時	週 2 講時
	大学等での学習	自宅学習（予習・復習）		
講義・演習	15 時間	30 時間	2 単位	4 単位
実習等	30 時間	15 時間	1 単位	2 単位

なお、修了研究等の授業科目については、時間数ではなく学修の成果を評価して単位を授与することになっている。

b. 学期と時間割

前学期・後学期それぞれ 14 週（13 週十期末試験）にわたって授業を実施するやり方（セメスター制）と、各学期を更に半分に分け、7 週で授業を完結するやり方（クオーター制）を併用して授業を開講する（学年暦参照）。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前学期						後学期					
前学期授業期間			学外等における各種活動期間（夏季休業）			後学期授業期間			学外等における各種活動期間（春季休業）		
第1クオーター授業期間	第2クオーター授業期間	第3クオーター授業期間	第4クオーター授業期間								

1 日の授業時間は、5 つの時間帯に分けられ、それぞれ 1 講時～5 講時と呼ばれる。

1 つの講時は 105 分である。

c. 集中授業

学期中の平日に限らず、土・日・祝日や休業期間中を含めて、集中的に授業を行うものを集中授業と呼ぶ。校外での実習や本学には不在の特定分野の専門家を招いて授業を行う場合などに行われる。具体的な実施時期などは、授業毎に掲示される。

d. 授業を欠席する（した）場合

授業を欠席することが事前に分かっている場合は、授業時などに授業担当教員にその旨直接連絡すること。「やむを得ない事情」により授業を欠席した場合には、補講または履修上不利とならないよう、当該授業に相当する学修を課すことで「当該授業を出席したものとみなす」ことができる。

学生は、「やむを得ない事情」により授業を欠席する場合は、速やかに各授業担当教員へその旨を連絡すると共に、学務グループに連絡し根拠資料（本紙）を提出すること。また、複写した同根拠資料を各授業担当教員に提出すること。

「やむを得ない事情」とは、次のような場合である。各項目の詳細については、下記「(4) 試験 b. 追試験」の記載を参照すること。

(1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）18条に規定する感染症に罹患した場合（注1、注2参照）

(2) 忌引き（注3参照）

(3) 公共交通機関の運行停止

(4) 裁判員制度

これ以外の事情がある場合は、授業担当教員の判断による。

(3) 評価基準

当該科目の修得内容から、下表の「評点の基準」に基づき、「区分」に示される評価とそれに対応する「評価点」が与えられる。「区分」における各評価は右側に示される「評価の内容」が達成されたことを示す。「評価」はA⁺、A、B、C、Dの評語をもって表す。評価は、C以上が合格で単位が与えられ、Dは不合格で単位は認められない。なお、授業の出席時数が、その授業の総授業時間数の3分の2に達しない者には、単位を与えない。

評価の基準

評価区分	評 点	評 値 の 内 容
A ⁺	90点以上 100点	到達目標を十分に達成し、きわめて優れた学業成績を上げている。
A	80点以上 90点未満	到達目標を達成し、優れた学業成績を上げている。
B	70点以上 80点未満	到達目標と学業成果を概ね達成している。
C	60点以上 70点未満	合格と認められる最低限の到達目標に届いている。
D	60点未満	到達目標に届いておらず、再履修が必要である。

注意事項

- ①「教務情報ポータルシステム」により登録されていない授業科目の単位は認められない。
- ②単位の累加が認められていない授業科目を複数年度にわたって2回以上履修しても、その単位は認められない。
- ③成績には、「A+」、「A」、「B」、「C」、「D」の評価のほか、「欠試」（所定の試験等を受けなかった場合）が記録される。
- ④一度、記録された成績は、原則として変更されない。取得した「成績」に記載された評価の内容などに疑問のある場合は、すみやかに教育学部学務グループに申し出ること。
- ⑤「D」、「欠試」となった授業科目は、再び履修を申告できる。ただし、一度、単位を修得した科目はその成績いかんにかかわらず、再履修することはできない（単位の累加が「可」になっている科目を除く）。

(4) 試験

前述したとおり、授業の出席時数がその授業の総授業時間数の3分の2に達しない場合は、たとえ試験を受けたとしても、単位は認定されない。また、試験を受ける際には、学生証を携帯しなければならない。

a. 期末試験

期末試験は、セメスター授業は14回目、クオーター授業は7回目の後半53分に行う。期末試験の時間割は、原則的には授業時間割と同一であるが、諸事情により変更されることがある。詳しい時間割は期末試験開始の一週間前に掲示されるので注意すること。

b. 追試験

期末試験の受験資格を有する者が、次に掲げる事情により期末試験を受けることができなかつた場合は、期末試験終了の翌日から1週間以内に、教育学部学務グループに願い出て、事情を証明する書類を提出することで追試験を受けることができる。

- (1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）18条に規定する感染症に罹患した場合（注1、注2参照）
- (2) 忌引き（注3参照）
- (3) 公共交通機関の運行停止
- (4) 裁判員制度
- (5) その他やむを得ない事情があると判断したもの

(注1) 学校保健安全法施行規則18条に規定する感染症

第1種感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

第2種感染症：インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症

を除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第3種感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

(注2) 学校保健安全法施行規則19条に規定する出席停止の期間の基準

感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	第1種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
第2種	<p>第2種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。</p> <p>ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。</p> <p>ハ 麻しんにあっては、解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>ニ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</p> <p>ホ 風しんにあっては、発しんが消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p> <p>チ 新型コロナウイルス感染症にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。</p> <p>リ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあっては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>
第3種	第3種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(注3) 学生の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため授業を欠席する場合は、親族に応じ下表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(学生が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあたっては7日)
孫	1日

兄弟姉妹	3 日
曾祖父母	3 日

※（5）「その他」として追試験の対象として判断される場合がある。対象となるかどうかについては事情を確認できる書類により判断するので所属学部等の学務グループに提出すること。なお、例えば大学院入学試験など事前に連絡することが可能な事情については、その事情が判明した段階で学務グループに事前の連絡をしていなければならない。追試験の実施期日は、当該科目の期末試験の翌日から3週間以内を原則とする。（特別な事情がある場合は、当該学期以内とする。ただし、これによりがたい場合には当該学期以降に実施する場合もある。）

（5）修了研究

修了研究とは、各自テーマを設定して自ら行う研究活動のことをさす。通常の授業のように学修の時間は定められていないが、学修の成果が評価され、指導教員によって単位を授与することが適切であると認められた場合に単位が修得できる。

11月末までに指導教員の承認を得て、**修了研究題目**を教育学部学務グループに申告しなければならない。

研究の成果は、論文等によって示され、1月31日（提出期限が土・日曜日にあたる場合は次の修業日とする）までに提出しなければならない。

（6）教育実習

特別支援学校教諭免許状を取得するためには、教育実習を行わなければならない。教育実習は所定の科目の単位を修得した後、教育学部附属特別支援学校で一定期間行われる（原則として2週間）。また、実習には実習校での実習の前後に学内で行われる事前・事後指導等が含まれる。

詳細は、「5. 教育実習」を参照すること。

3. 特別支援学校教諭免許状の取得

〔特別支援学校教諭一種免許状〕

特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有し、次の表に示す「特別支援教育に関する科目」の単位を修得しなければならない。

特別支援学校教諭普通免許状（特別支援教育に関する科目）

特別支援教育に関する科目	最低修得単位			
	一種	二種		
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2			2
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	16	1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	
合計修得単位		26	16	

〔備考〕特別専攻科で取得できる特別支援学校教諭免許状

特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、基礎理論に関する科目（①）、特別支援教育領域に関する科目（②、③）、特別支援教育領域以外に関する科目（④）、特別支援学校での教育実習（⑤）について、それぞれ所定の単位を修得しなければならない（「4. 授業科目時間割 一種免許コース」の特支免許区分の丸番号を参照のこと）。

注意しなければならないのは特別支援教育領域と領域以外との区別である。特別支援学校教諭免許状には、知的障害・肢体不自由・病弱・視覚障害・聴覚障害の計5領域があるが、茨城大学特別支援教育特別専攻科で取得できるのは、知的障害・肢体不自由・病弱の3領域のみである。この3領域の科目から計16単位修得する必要がある。カリキュラム構造上特別専攻科の学生が取得する特別支援学校教諭一種免許状は、以下の4つのパターンである。

パターン1：知的障害領域(8)・肢体不自由領域(4)・病弱領域(4)

パターン2：知的障害領域(12)・肢体不自由領域(4)

パターン3：知的障害領域(12)・病弱領域(4)

パターン4：知的障害領域(16)

注) ()内の数字は免許法上で取得に必要な最低単位数を示す

なお、開講授業科目との関係で、原則としてパターン1で履修計画を立てること

では、領域以外の科目とは何か？

領域以外とは、前述の5領域の中で取得しなかった免許状の領域のことを指す。以下に、パターンごとに領域以外のものを示す。

パターン1：視覚障害・聴覚障害

パターン2：病弱・視覚障害・聴覚障害領域

パターン3：肢体不自由・視覚障害・聴覚障害領域

パターン4：視覚障害・聴覚障害・病弱・肢体不自由領域

4. 授業科目時間割

特別支援教育特別専攻科（一種免コース）

区分	授業科目	担当教員	単位	開講週時区分・間数	講時	必修	● ◇1または◇2:ニアカリキュラムを含む	特支免許区分	形態	備考
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育原論	新井英靖	2	前・2	月・4	必	●	①	講義	
	障害児教育演習	新井英靖・井口亜希子	2	後・2	火・1			①	演習	
特別支援教育領域に関する科目	知的障害児の心理	細川美由紀	2	前・2	金・3	必	●	②	講義	知的障害者
	知的障害児の生理・病理	勝二博亮	2	前・2	金・2	必	●	②	講義	知的障害者
	知的障害児心理演習	細川美由紀	2	後・2	火・3			②	演習	知的障害者
	知的障害児生理演習	勝二博亮・田原敬	2	後・2	火・1			②	演習	知的障害者
	肢体不自由児の心理・生理・病理	石田修	2	前・2	月・3	必	●	②	講義	肢体不自由者
	病弱児の心理・生理・病理	勝二博亮	2	前・2	火・3	必	●	②	講義	病弱者
	知的障害児の教育方法	新井英靖	2	前・2	木・1	必	●	③	講義	知的障害者
	知的障害児教育実践論	関係教員	2	通年	集中	必		③	講義	知的障害者
	障害児のアセスメント	細川美由紀	2	後期	集中			③	講義	知的障害者
	知的障害児教育指導法演習	石田修	2	休講				③	演習	知的障害者
	肢体不自由児の教育方法	新井英靖	2	後・2	月・3	必	●	③	講義	肢体不自由者（知的障害者を含む）
	病弱児の教育方法	新井英靖	2	前・2	火・2	必	●	③	講義	病弱者（知的障害者を含む）

免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害児の心理と生理・病理	田原敬	2	前・2	火・4		◇1	④	講義	聴覚障害者	
		感覚障害児の生理機能評価法	田原敬	1	3Q・2	月・2		◇1	④	講義	聴覚障害者（視覚障害者を含む）	
		障害児生理演習	田原敬	2	後・2	火・3			④	演習	聴覚障害者	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	感覚障害児の教育方法	井口亜希子・田原敬	2	通年	集中		◇1	④	演習	聴覚障害者（視覚障害者を含む）	
		障害児教育指導法演習	井口亜希子	2	後期	火・3			④	演習	聴覚障害者（視覚障害者を含む）	
		聴覚障害児の理解と支援	井口亜希子	2	後期	火・4		◇1	④	講義	聴覚障害者	
		聴覚障害児のコミュニケーションと支援	井口亜希子・田原敬	1	4Q・2	月・2			④	演習	聴覚障害者	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重度重複障害児教育論	石田修	1	前期	集中	必	●	④	講義	重複障害者	
		発達障害児教育概論	細川美由紀	2	前・2	火・1	必	●	④	講義	発達障害者	
		特別支援教育コーディネーター特論	大野真裕（非常勤講師）	2	後・2	金・1			④	講義	発達障害者	
		特別支援教育演習	勝二博亮	2	前・2	金・1			④	演習	(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者を含む)	
		障害児の生理機能評価法	勝二博亮・田原敬・久保愛恵	1	4Q・2	火・2			④	講義	(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者を含む)	
		障害児教育総論	全教員	1	3Q・2	月・4		◇2	④	講義	(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者を含む)	
特別支援教育実地研究				3			必		⑤			
修了研究		全教員		4			必					

注意： 1. 修了要件：上記授業科目より3~4単位以上修得すること。

2. 対応する免許法の記号。

- ①：特別支援教育の基礎理論に関する科目。
- ②：特別支援教育領域に関する科目：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目。
- ③：特別支援教育領域に関する科目：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目。
- ④：免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目。
- ⑤：心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習。

3. 特別支援教育実地研究の履修にあたっては、前期開講の専門科目を1~6単位履修済であることが望ましい。

令和7年度 特別支援教育特別専攻科授業時間割

【月曜日】

講時	授業科目	単位	開講時期				担当教員	教室		
			前期		後期					
			I	II	III	IV				
2	感觉障害児の生理機能評価法	1			○		田原敬	B207		
	聴覚障害児のコミュニケーションと支援	1				○	井口亜希子・田原敬	B209		
3	肢体不自由児の心理・生理・病理	2	○	○			石田修	B208		
	肢体不自由児の教育方法	2			○	○	新井英靖	B203		
4	特別支援教育原論	2	○	○			新井英靖	B312		
	障害児教育総論	1			○		全教員	D201		

【火曜日】

講時	授業科目	単位	開講時期				担当教員	教室		
			前期		後期					
			I	II	III	IV				
1	発達障害児教育概論	2	○	○			細川美由紀	B208		
	障害児教育演習	2			○	○	新井英靖・井口亜希子	A532		
	知的障害児生理演習	2			○	○	勝二博亮・田原敬	A531		
2	病弱児の教育方法	2	○	○			新井英靖	D102		
	障害児の生理機能評価法	1				○	勝二博亮・田原敬・久保愛恵	B205		
3	知的障害児心理演習	2			○	○	細川美由紀	B301		
	病弱児の心理・生理・病理	2	○	○			勝二博亮	D101		
	障害児生理演習	2			○	○	田原敬	B305		
	障害児教育指導法演習	2			○	○	井口亜希子	B203		
4	聴覚障害児の心理と生理・病理	2	○	○			田原敬	B207		
	聴覚障害児の理解と支援	2			○	○	井口亜希子	B208		

【木曜日】

講時	授業科目	単位	開講時期				担当教員	教室		
			前期		後期					
			I	II	III	IV				
1	知的障害児の教育方法	2	○	○			新井英靖	B205		

【金曜日】

講時	授業科目	単位	開講時期				担当教員	教室		
			前期		後期					
			I	II	III	IV				
1	特別支援教育演習	2	○	○			勝二博亮	A528		
	特別支援教育コーディネーター特論	2			○	○	大野真裕	A534		
2	知的障害児の生理・病理	2	○	○			勝二博亮	D101		
3	知的障害児の心理	2	○	○			細川美由紀	B204		

【集中】

開講時期	授業科目	単位	開講時期				担当教員	教室		
			前期		後期					
			I	II	III	IV				
通年集中	知的障害児教育実践論	2	/	/	/	/	関係教員			
	感覺障害児の教育方法	2	/	/	/	/	井口亜希子・田原敬			
前期集中	重度重複障害児教育論	1	/	/	/	/	石田修	D201		
後期集中	障害児のアセスメント	2	/	/	/	/	細川美由紀			

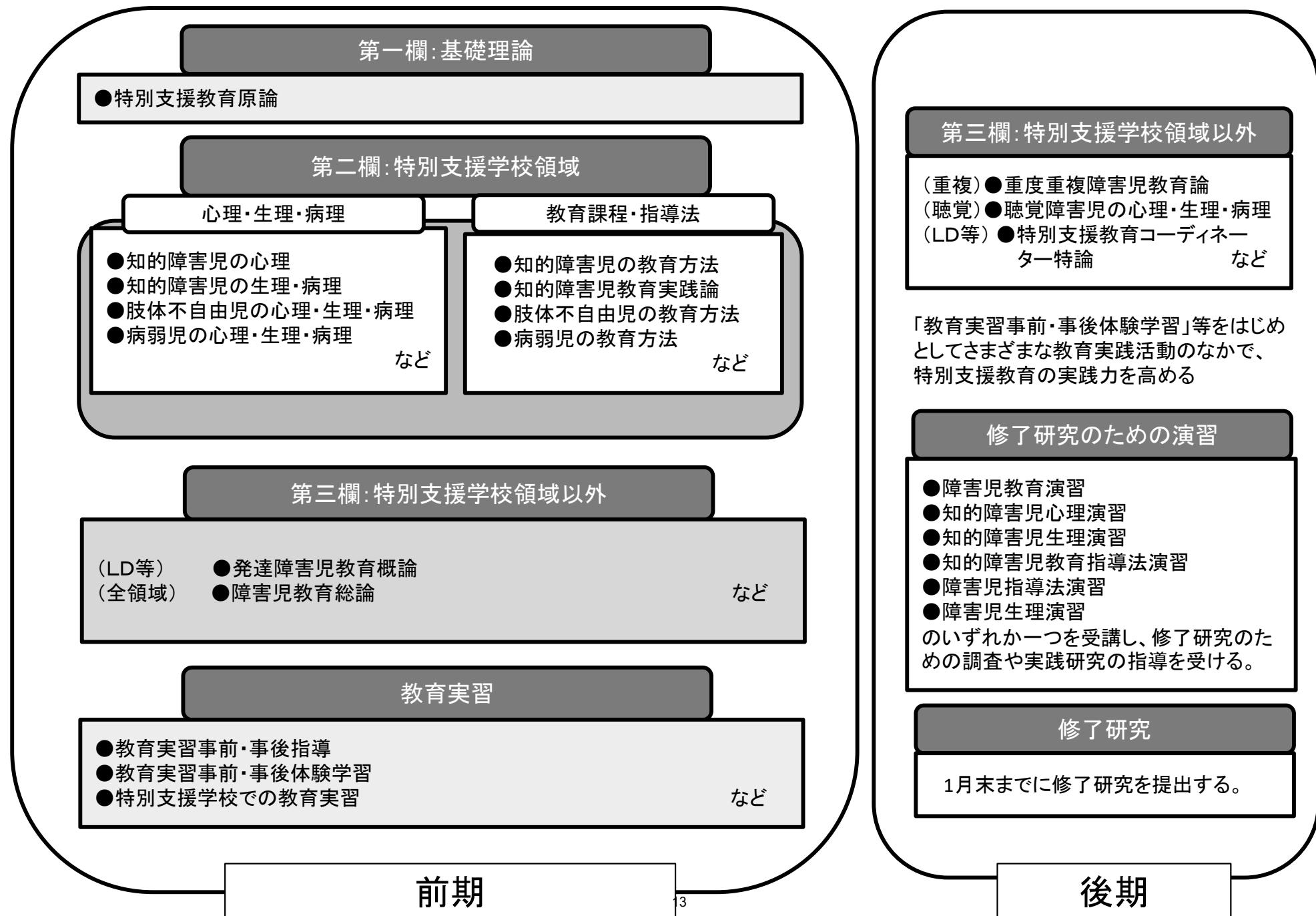
授業時間

【1講時】8:40～10:25
 【2講時】10:35～12:20
 【3講時】13:10～14:55
 【4講時】15:05～16:50
 【5講時】17:00～18:45

開講時期

【前期】
 I : 4月10日(木)～6月4日(水)
 II : 6月5日(木)～7月31日(木)
 【後期】
 III : 9月29日(月)～11月21日(金)
 IV : 11月25日(火)～2月3日(火)

特別支援教育特別専攻科1種免許取得コースのカリキュラム構造図



5. 教育実習

(1) 教育実習とは

教育実習は、大学在学中に一定期間継続的に特別支援学校等での教育場面に触れることで、教師になるための知識や技能を身につけることを目的とする。具体的には、①教師や子どもが行う教育の実際を観察すること、②教師としての様々な職務に参加すること、③教材研究を行い授業を実施すること、④指導計画を作成し授業以外の諸活動を行うことが含まれる。教育実習期間中には、以下の点をふまえて実習先の学校の教育活動に積極的に参加することが求められる。

- ①大学での講義や、書物で学んだ教育理論の実際の教育場面への適用を試みる。
- ②教育活動の実際に触れ、その全般について体験的に理解を深め、教育の本質を体得する。
- ③学生の立場で教師としての生活を疑似体験し、自己の教職適性を検証する。
- ④実際の教育実践の中で生身の教師・子どもと触れることによって、新たに教育理論を学ぶ意欲を喚起する。

(2) 実施時期および期間

9月～10月の間に2週間以上実施する（予定）。

(3) 事前指導および事後指導

教育実習の実施の前後に、事前指導および事後指導を受けなければならない。事前・事後指導を受けたものには1単位を授与する。また、特別支援学校の教育実習には、一定の実践経験を有することが望ましいので、教育実習の配当を4月～5月上旬に行い、配当部の子どもの実態把握や事前・事後のさまざまな指導体験を行うものとする。詳しくは教育実習オリエンテーションの際に連絡する。

6. 学生の諸手続一覧

①納入

なにを	どこに	いつまで
授業料（前期）	金融機関振込（4月に各自に郵送）	4月下旬
授業料（後期）	金融機関振込	10月下旬

②提出

なにを	どこに	いつまで
履修科目の登録	教務情報ポータルシステム	指示された期間内
学生カルテ／連絡先情報	教務情報ポータルシステム	入学後速やかに

③交付

なにを	どこに	いつまで
成績証明書	スチューデントサクセスセンター自動発行機	10月1日以降
教員免許状取得見込証明書	教育学部学務グループ	受取希望日の7日前まで
修了見込証明書・在学証明書	スチューデントサクセスセンター自動発行機	随時
学生証再交付	スタディサポート室	随時
学割	スチューデントサクセスセンター自動発行機	随時
通学証明書	スタディサポート室	随時

④届出

なにを	どこに	いつまで
休学願・退学願・復学願	スチューデントライフサポート室	提出期限は担当係に確認すること。
授業料免除願・授業料猶予願	スチューデントライフサポート室	前期：4月上旬（予定） 後期：9月下旬（予定）
本籍地・氏名変更届	スチューデントライフサポート室	随時
連帯保証人・保証人変更届	スチューデントライフサポート室	随時
拾得・遺失・盜難届	教育学部学務グループ	随時
進路決定届	教育学部学務グループ	随時

7. 障害児教育教室教員一覧

職名	氏名	研究室電話及びメールアドレス
教授	勝二博亮	029-228-8291
		hiroaki.shoji.m@vc.ibaraki.ac.jp
教授	新井英靖	029-228-8289
		hideyasu.arai.310@vc.ibaraki.ac.jp
准教授	細川美由紀	029-228-8290
		miyuki.hosokawa.299@vc.ibaraki.ac.jp
准教授	田原敬	029-228-8292
		kei.tabaru.k@vc.ibaraki.ac.jp
講師	石田修	029-228-8288
		osamu.ishida.jk33@vc.ibaraki.ac.jp
助教	井口亜希子	029-228-8293
		akiko.iguchi.um26@vc.ibaraki.ac.jp

8. 特別支援教育特別専攻科授業暦

月	日	事項
4	1 (火) 4 (金) 7 (月) 10 (木)	学年開始 入学式 ガイダンス 前学期授業開始（第1クオーター授業開始）
6	4 (水) 5 (木)	(第1クオーター授業終了) (第2クオーター授業開始)
7	31 (木)	前学期授業終了（第2クオーター授業終了）
8	12 (火)～9/20 (土)	夏季休業
9	21 (日) 29 (月)	教育実習 後学期開始 後学期授業開始（第3クオーター授業開始）
11	21 (金) 25 (火) 28 (金)	(第3クオーター授業終了) (第4クオーター授業開始) 修了研究題目提出
12	27 (土)～1/5 (月)	冬季休業
1	6 (火)	授業開始
2	2 (月) 3 (火) 24 (火)～3/31 (火)	修了研究提出期限 後学期授業終了（第4クオーター授業終了） 春季休業
3	24 (火) 31 (火)	修了式 学年終了

9. 茨城大学専攻科規程

昭和33年 4月 1日

制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学組織規則第22条第2項の規定に基づき、茨城大学特別支援教育特別専攻科(以下「特別専攻科」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 特別専攻科は、障害児教育の充実を図るため、現職教員のほか教員の資格を有する大学卒業者を対象として、障害児教育に関する専門教育を行い、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を中心とした障害児教育を担当しうる教員を養成することを目的とする。

(専攻)

第3条 特別専攻科に知的障害教育専攻を置く。

(コース及び入学定員)

第4条 知的障害教育専攻のコース及び入学定員は、次のとおりとする。

特別支援学校教諭一種免許状取得コース 25人

(修業年限)

第5条 特別専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第6条 特別専攻科の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期及び授業を行わない日)

第7条 学年、学期及び授業を行わない日については、茨城大学学則(以下「本学学則」という。)第9条、第10条及び第10条の2の規定を準用する

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、本学学則第12条の規定を準用する。

(入学資格)

第9条 特別専攻科の特別支援学校教諭一種免許状取得コースに入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の一種免許状を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(平成17年文部科学省告示第169号)
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(入学志願)

第10条 特別専攻科に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の書類を国立大学法人茨城大学における学生納付金その他の費用に関する規則(平成16年規則第7号。以下「費用規則」という。)に定める検定料を納入のうえ指定の期日までに提出しなければならない。

2 既納の検定料は、特別の事由がある場合を除き返還しない。

(入学者の選考)

第11条 学長は、入学志願者について選考のうえ教育学部教授会の審議を経て入学を許可する予定者(以下「入学予定者」という。)を定める。

2 入学者の選考に関する事項は、別に定める。

(入学の手続)

第12条 入学予定者であって特別専攻科への入学を希望する者は、所定の書類を費用規則に定める入学料を納入のうえ指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別な理由により、入学料の納入が著しく困難であると認められる者に対しては、入学料を免除又は徴収猶予することができる。
- 3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、免除若しくは徴収猶予の許可又は不許可が決定するまでの間、第1項の規定にかかわらず、入学料の徴収を猶予する。
- 4 第2項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除が許可された者は、納入すべき入学料を指定の期日までに納入しなければならない。
- 5 既納の入学料は、特別の事由がある場合を除き返還しない。
- 6 入学料の返還、免除又は徴収猶予に関する規則は、別に定める。

(入学の許可)

第13条 学長は、前条に規定する所定の入学の手続を完了した者(前条第3項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)について、入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第14条 特別専攻科への編入学、転入学及び再入学は、これを認めない。

(退学、除籍、休学、復学及び休学期間)

第14条 退学、除籍、休学、復学及び休学期間については、本学学則第21条、第22条、第26条、第27条、第28条(第2項を除く。)及び第28条の2の規定を準用する。この場合において、本学学則第28条第3項中「4年」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。

(授業料)

第16条 授業料の額は、費用規則の定める額とし、徴収方法、徴収猶予並びに免除については、本学学則第44条から第48条の2までの規定を準用する。

(授業科目等)

第17条 特別専攻科の授業科目及び単位は、別表の定めるところによる。

- 2 学長は、所定の授業科目について、合計34単位以上を修得した者には、教育学部教授会の審議を経て、特別専攻科の課程の修了を認定する。

(課程の修了)

第18条 学長は、特別専攻科に1年以上在学し所定の課程を修了した者には、教育学部教授会の審議を経て、修了証書を授与する。

(教員免許状)

第19条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 特別専攻科において取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関する規則は、別に定める。

(諸規則の準用)

第20条 特別専攻科学生については、この規程に定めるものを除くほか本学学則の学生に関する規定及び本学教育学部学生に関する諸規則を準用する。

別表 茨城大学特別支援教育特別専攻科授業科目

授業科目	単位	備考
特別支援教育原論	2	
障害児教育演習	2	
知的障害児の心理	2	
知的障害児の生理・病理	2	
知的障害児心理演習	2	
知的障害児生理演習	2	
肢体不自由児の心理・生理・病理	2	
病弱児の心理・生理・病理	2	
知的障害児の教育方法	2	
知的障害児教育実践論	2	
障害児のアセスメント	2	
知的障害児教育指導法演習	2	
肢体不自由児の教育方法	2	
病弱児の教育方法	2	
聴覚障害児の心理と生理・病理	2	
感覚障害児の生理機能評価法	1	
障害児生理演習	2	
感覚障害児の教育方法	2	
障害児教育指導法演習	2	
聴覚障害児のコミュニケーションと支援	1	
聴覚障害児の理解と支援	2	
重度重複障害児教育論	1	
発達障害児教育概論	2	
特別支援教育コーディネーター特論	2	
特別支援教育演習	2	
障害児の生理機能評価法	1	
障害児教育総論	1	
特別支援教育実地研究	3	
修了研究	4	